

平成 30 年（2018 年）度　いづみ福祉会事業計画

1. 基本方針

社会福祉法人は、社会福祉事業において福祉サービスの中心的役割を果たすとともに、地域のさまざまな福祉需要に細やかに対応し、社会、地域における福祉の充実・発展に寄与することを使命としている。また、社会福祉法人いづみ福祉会は、(1) 利用者満足：利用者の人権の尊重とサービスの質の向上、(2) 職員満足：人材育成と適切な労務管理、(3) 地域満足：地域に信頼される安心・安全な社会資源 を経営理念とし、公益性と信頼性の高い持続可能な法人経営のため、多様な福祉課題に主体的に取り組み、中長期目標を見据えた経営を行っていく必要がある。

現在、社会福祉法人を取り巻く情勢はもちろん、わが国では少子高齢化・人口減少社会など、その社会情勢も激しく変化している。こういった社会構造的課題に対しては、すべての国民が安心して生活できる地域社会の実現に向けて、社会福祉法人が引き続き社会福祉の主たる担い手としての役割を果たしていくことが不可欠である。そのためには、社会福祉法人の公益性・非営利性にふさわしい経営組織の構築、組織・事業の透明性向上、福祉人材の確保及び定着、地域における公益的な取組みの実施に一層積極的に取り組み、その姿勢を国民に対し見せていく必要がある。

平成 30 年度においては、昨年実施された社会福祉法人制度改革により、①経営組織のガバナンス強化②地域における公益的な取組を実施する責務③事業運営の透明性向上④財務規律の強化という 4 点の改善が社会福祉法人には求められており、それらを念頭に当法人でも積極的かつ中長期的視野をもった改善を実施していかなければならないとしていたが、今年度においても、法人内各事業所における組織の再強化、事業及び財務面における規律の強化、安定した事業運営に不可欠な人材の確保及び育成システムの構築、高品質なサービス提供が可能な体制の見直し、地域における公益性な取組強化など、継続した取り組みを実施しなければならない。上記内容を加味し、平成 30 年度いづみ福祉会の事業計画として、次の 4 項目を重点目標として掲げる。

- ① 法人経営組織のガバナンス強化
- ② 福祉人材の確保・育成・定着化へ向けた環境整備の実施
- ③ サービスの質の向上及び提供
- ④ 社会福祉法人の公益性の取組強化

2. 事業内容

《第一種社会福祉事業》

軽費老人ホームの経営

特別養護老人ホームの経営

《第二種社会福祉事業》

老人短期入所事業の経営

老人居宅介護等事業の経営

老人デイサービスセンターの経営

生計困難者に対する相談支援事業

《公益を目的とする事業》

居宅介護支援事業

地域包括支援センターの運営

介護予防支援事業

企業主導型保育事業

3. 事業実施計画

①法人経営組織のガバナンス強化

昨年、次世代を見据えた体制再編を行い、法人内組織(法人本部・各事業所組織・人材面含む)を一新したが、今年度は、その組織体制の役割の明確化と習熟度、財務規律面においては、専門家を招き、現状の業務内容等含めた見直し、改善など一層強化し、適切かつ安定した法人運営が可能な法人組織を作り上げなければならない。

■法人本部体制整備及び経営管理機能強化(人材含む)

- ・財務・人事・労務面における統括的管理可能な組織体制整備と習熟を図る
- ・管理職及び各事業所における指導監督職候補者の育成
- ・法人本部各部門における業務の明確化と役割の理解及び周知

■財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理)及び透明性の向上

- ・専門家(公認会計士・税理士)招聘による財務体制の見直し及び業務の見直しの実施
- ・法人内財産・財務状況の把握(不動産・運転資金・再生産に必要な財産等)
- ・中長期計画の策定(運営面・財務面・人事面等)
- ・法人本部及び各事業所における資金計画及び長期修繕計画、人材獲得・育成計画

■各事業所における体制再編

- ・管理職及び各事業所における指導監督職候補者の育成

②福祉人材の確保・育成・定着へ向けた環境整備の実施

現状人材確保が困難な中、働く環境(給与面、女性主体の職場であるという認識、明るく前向きな風土作り、福祉用具等の充実等)、自身のスキルアップができるなど、安心して長く働ける環境作りを継続して実施していく。また今年度は特に研修面の充実という方に注力し、外部研修における参加を積極的に促し、また内部研修においては外部講師を招くなど、法人内職員のスキルアップ(知識・技術)ができる環境整備を積極的に行う。

■法人内講師適任者の選任と教育担当部門の創設(初級・中級者教育プログラムの整備育成)

■法人内各事業所における働く環境面の整備を実施

■現役職者及びその候補者における、教育プログラムの整備及び研修等の実施

■法人職員におけるキャリアパスの周知

- ・法人内職員に対する明確なキャリアパスを構築し、より前向きに取り組める環境の整備を行うべく、その内容を法人内職員に理解、周知していく

■公平な評価が可能で、前向きに取り組める人事考課制度の再構築及び実施

■新卒者の積極的採用(5年先の見据えた採用計画(職員の年齢加味)の立案及び実施)

- ・大学、短大、高校、専門学校等へのパイプ作り必須

③サービスの質の向上及び提供

来る超高齢者社会が目前に迫り、今後飯塚市内でも高齢者を対象とした施設等が増えてくると想定される中、入居者・利用者及びそのご家族に選んでいただける法人にならなければならない。それには他法人との差別化を図り、その中でも「サービスの質の担保」という事が最も重要だと思われる。提供されるサービス質の向上はもちろんの事、それには業務の質、個の質を上げることは必須となる。さらに接遇面も重要であることから、サービス内容及び接遇面、また業務の質を上げるための施策、個人の質を上げる施策等、再度法人内各事業所で見直し、高品質なサービス提供ができる環境を整備、改善していかなければならない。

■現在提供しているサービス内容の見直しと改善及び周知、実践

- ・第三者評価基準及び自己評価基準に沿ったサービス内容の見直しと実践
- ・虐待及び身体拘束ゼロ宣言に向けた取組みの実施

■法人内全職員における接遇面の見直し及び改善

■年間研修計画(外部・内部)を見直し、目的を明確にした研修を実施する

■法人内職員に対する継続した資格取得支援(資格取得貸与金規程活用)

■認知症予防改善における取り組みの実施

- ・各事業所における認知症予防改善に向けた取り組みの実施

■生活機能向上に向けた機能訓練等の充実

- ・施設・通所の機能訓練・行事・レクリエーション等の専門職による評価及び再構築

■口腔・栄養管理に係る取り組みの充実

- ・はやま歯科、栄養士と密な連携の実施

④社会福祉法人の公益的な取組強化

平成28年度改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設され、その中で社会福祉法人の公益性の発揮が重要な課題となっている。制度内の事業はもちろんのこと、制度の狭間にあり、今なお援助が行き届いていない方々が多く存在する中で、地域ニーズを把握し、多様化・複雑化する地域の生活課題、福祉需要に即応した取り組みを推進していきます。

■社会福祉法人としてふさわしい地域貢献取組みの実施

- ・地域福祉ニーズの相談支援への積極的取組みの推進(地域包括支援センターと連携)
- ・介護予防、認知予防への対応と生活支援活動等
- ・地域高齢者介護予防元気ハツラツ教室の普及拡大
(パワリハ等機器等を用いた運動プログラム及び認知症予防及び改善プログラムの実践)
- ・地域ボランティアの育成と連携協力(法人職員との連携強化)

■ふくおかライフレスキュー事業における取組みの実践

- ・地域における様々な生活課題などが複合化した問題に対する支援の実施
(生活困窮、社会的孤立や孤独、心身の障害や不安、社会的排除や摩擦等)
- ・各地区連絡会との連携による事業推進及び取組の実践

「嘉飯桂地区連絡協議会」「飯塚市社会福祉法人地域公益活動連絡協議会」

- 地域ケア会議等様々な会議等への積極的参加と取り組みの実施
- 生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者の負担軽減制度の実施
- 地域共生社会の実現に向けた取り組み

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながら住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生会」を実現する。こうした動きに出遅れることなく、地域共生社会が全面展開できるよう、地域の中で社会福祉法人が存在意識を示し続けるために我々自身が動き、率先し、イニシアチブをとっていかなければならない。